# お 知 ら せ

1. 件 名

平成19年度 発注者支援技術者試験等の実施について

# 2. 概 要

自ら発注関係事務を適切に実施することが困難な発注者への支援 を適切に実施するため、平成 17 年度に創設した『発注者支援技術 者』について、今回、平成 19 年度の発注者支援技術者の認定に係る 技術者試験(土木工事分野)を次のとおり実施します。

この試験は、「発注関係事務」に従事した経験を有する技術者 (民間を含む)を対象とし、学識経験者を委員長とした発注者支援 技術者(土木)試験審査委員会で技術者試験の審査等を実施します。

- ●受験申請期間 10月 5日(金)~10月18日(木)
- ●技術者試験の実施日及び場所
  - ◇筆記試験 11月1日(木) 桜華会館
  - ◇面接試験 11月14日(水)~16日(金) 桜華会館
- ●技術者試験の実施者 施工体制の確保に関する推進協議会 (発注者支援技術者(土木)試験審査委員会)
- ●本試験等に関する詳細情報については以下のホームページをご覧ください。 ◇中部地方整備局HP(公共工事の品質確保に関するページ)

[http://www.cbr.mlit.go.jp/hinkaku/index.htm]

- 3. 配布資料 別添のとおり
- 4.解禁 指定なし
- 5.配布先 中部地方整備局記者クラブ
- 6. 問い合わせ先 中部地方整備局 企画部 技術管理課

課 長 岡田 昌之

課 長 補 佐 中平 浩文

建設専門官 島崎 誠

電話 052-953-8131

# 平成19年度 発注者支援技術者試験等の実施について

### 1. 認定制度の試行目的

施工体制の確保に関する推進協議会(以下「推進協議会」と言う。)は、 平成17年4月より施行された『公共工事の品質確保の促進に関する法律 (以下「品質確保法」と言う。)』第15条第3項の定めに基づき、中部4 県の公共工事の発注者(以下「発注者」と言う。)を支援するため、『公共 工事発注者支援業務技術者認定制度』等を創設(任意)し、平成17年10 月より試行的に運用を開始しました。

本認定制度は、品質確保法第15条第1項の定め及び公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針第8条に基づき発注者が発注関係事務を適正に実施することができる者を活用しようとする場合の、発注関係事務を適切かつ公正に行うことができる者の選定に資する(選定の一指標とする)こと及び各発注者間の統一的な運用を図ることを目的としています。

### ※『施工体制の確保に関する推進協議会』

工事現場での適切な施工体制の確保、不良・不適格業者の排除への取り組み等を通じて、公共工事の品質確保や円滑な工事の執行に寄与することを目的として平成12年度に設置。

国土交通省中部地方整備局、中部 4 県(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)及び 3 政令市(名古屋市、静岡市、浜松市)で構成。

### ※品質確保法でいう発注関係事務とは下表の業務区分・内容を言う

業務区分	業務内容	
設計・積算	・仕様書、設計書の作成補助 ・予定価格の作成(積算)補助	等
技術審査	・入札・契約方法の選定補助・契約の相手方決定に係わる評定業務補助	等
監督	<ul><li>・工事の監督補助</li><li>・工事中の施工状況体制の評価補助</li></ul>	等
検査	<ul><li>・中間技術、既済部分、完成時の検査補助</li><li>・施工企業、担当技術者の評価補助</li></ul>	等

### 2. 発注者支援技術者

発注者支援技術者には、I種及びII種の種別を設けています。I種及びII 種に認定された発注者支援技術者は、それぞれ次の発注関係事務を受注した 機関が配置する管理技術者になり得るものです。

【発注関係事務の受注機関が管理技術者として配置できる発注者支援技術者資格の種別】

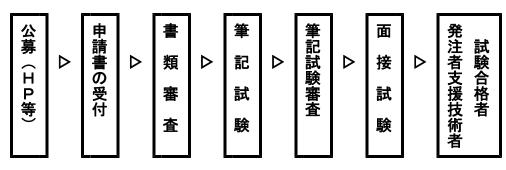
	発注関係事務			
	設計積算	技術審査	監督	検査
発注者支援技術者I種	0	0	0	0
発注者支援技術者Ⅱ種	0		0	

# 3. 発注者支援技術者の認定手続き

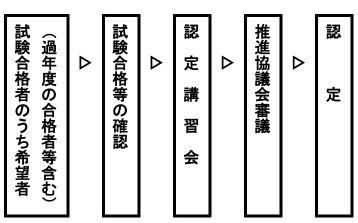
・発注者支援技術者の資格を取得するには、一定の資格要件を満たしている者で、今回実施する『発注者支援技術者試験』(以下、技術者試験という)に合格し、『発注者支援技術者認定講習会(以下、認定講習会という)』を受講したものの中から、推進協議会より認定されることにより取得することができます。

### ※平成19年度の手続きフロー

# 【技術者試験】



## 【技術者認定】



## 4. 発注者支援技術者の資格の有効期間等

発注者支援技術者の資格の有効期間は、資格認定証の交付を受けた日から 起算して3年間有効です。有効期間を過ぎた場合は、あらためて技術者認定 の手続を行うものとします。

### 5. 受験申し込みの申請書受付期間

平成19年10月5日(金)~平成19年10月18日(木)(当日消印有効)

### 6. 技術者試験日時及び会場

### 1)筆記試験

平成19年11月1日(木)

試 験 会 場:桜華会館 本館4 F 松の間他

〒 460−0001

名古屋市中区三の丸一丁目7-2

受 付 時 間:13時30分~14時00分

試 験 説 明 開 始:14時20分

試 験:14時30分~16時30分

### 2) 面接試験

平成19年11月14日(木)~11月16日(金)

面 接 会 場:桜華会館 本館4F富士桜の間他

〒 460-0001

名古屋市中区三の丸一丁目7-2

面接試験:10時00分~16時40分

※受験者毎の面接試験の日時の詳細については、後日、中部地方整備局 H Pで発表(11月7日(水)予定)します。

#### 7. 技術者の認定方法等

発注者支援技術者として認定されるためには、認定講習会を受講し、推進協議会で審議をうける必要があります。

認定講習会は、11月下旬(11月28日(水)~30日(金)の間の1日)を予定しています。詳細については、後日、中部地方整備局のHPで公表します。

# 8. その他

『発注者支援技術者』認定に関する情報、試験に関する手引きについては中部地方整備局HP以下のアドレスで公表いたします。

中部地方整備局ホームページアドレス

(公共工事の品質確保に関するページ)

[http://www.cbr.mlit.go.jp/hinkaku/index.htm]